



県 章

# 滋賀県公報

平成 22 年（2010 年）  
3 月 26 日  
号 外 （ 2 ）  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	5

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した平成21年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月26日

滋賀県監査委員	佐 野 高 典
〃	平 居 新 司 郎
〃	山 田 実 雄
〃	宮 村 統 雄

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成22年3月5日
政策研修センター	平成22年2月1日
消費生活センター	平成22年2月15日
近代美術館	平成22年3月5日
男女共同参画センター	平成22年2月19日
湖南中部流域下水道事務所	平成22年3月5日
東北部流域下水道事務所	平成22年2月5日
森林センター	平成22年3月5日
精神保健福祉センター	平成22年3月5日
食肉衛生検査所	平成22年3月5日
動物保護管理センター	平成22年3月5日
中央子ども家庭相談センター	平成22年3月5日
彦根子ども家庭相談センター	平成22年1月25日
リハビリテーションセンター	平成22年3月5日
障害者更生相談所	平成22年1月29日
近江学園	平成22年3月5日
総合保健専門学校	平成22年3月5日
看護専門学校	平成22年2月3日
淡海学園	平成22年3月5日
計量検定所	平成22年3月5日
東北部工業技術センター	平成22年2月12日
高等技術専門学校	平成22年2月4日
家畜保健衛生所	平成22年3月5日

愛知川流域田園整備事務所	平成22年1月26日
芹谷地域振興事務所	平成22年2月5日
北川ダム建設事務所	平成22年3月5日
総合教育センター	平成22年3月5日
びわ湖フローティングスクール	平成22年3月5日
荒神山少年自然の家	平成22年1月19日
図書館	平成22年1月20日
河瀬中学校	平成22年3月5日
守山中学校	平成22年3月5日
水口東中学校	平成22年2月18日
膳所高等学校	平成22年3月5日
大津清陵高等学校	平成22年1月28日
堅田高等学校	平成22年3月5日
東大津高等学校	平成22年3月5日
北大津高等学校	平成22年1月20日
大津高等学校	平成22年3月5日
石山高等学校	平成22年2月1日
瀬田工業高等学校	平成22年3月5日
瀬田高等学校	平成22年1月27日
大津商業高等学校	平成22年1月28日
彦根東高等学校	平成22年2月15日
河瀬高等学校	平成22年3月5日
彦根西高等学校	平成22年1月25日
彦根工業高等学校	平成22年3月5日
彦根翔陽高等学校	平成22年3月5日
長浜高等学校	平成22年3月5日
長浜北高等学校	平成22年2月12日
長浜農業高等学校	平成22年3月5日
長浜北星高等学校	平成22年3月5日
八幡高等学校	平成22年3月5日
八幡工業高等学校	平成22年3月5日
八幡商業高等学校	平成22年3月5日
草津東高等学校	平成22年2月17日
草津高等学校	平成22年3月5日
玉川高等学校	平成22年1月29日
湖南農業高等学校	平成22年3月5日
守山高等学校	平成22年3月5日
守山北高等学校	平成22年3月5日
栗東高等学校	平成22年3月5日
国際情報高等学校	平成22年3月5日
水口高等学校	平成22年3月5日
水口東高等学校	平成22年2月18日
甲南高等学校	平成22年3月5日
信楽高等学校	平成22年3月5日
野洲高等学校	平成22年3月5日
石部高等学校	平成22年3月5日
甲西高等学校	平成22年2月18日
高島高等学校	平成22年3月5日
安曇川高等学校	平成22年3月5日
八日市高等学校	平成22年2月19日

能登川高等学校	平成22年2月8日
八日市南高等学校	平成22年2月9日
伊吹高等学校	平成22年3月5日
米原高等学校	平成22年2月3日
日野高等学校	平成22年3月5日
愛知高等学校	平成22年2月8日
虎姫高等学校	平成22年3月5日
伊香高等学校	平成22年3月5日
盲学校	平成22年3月5日
聾話学校	平成22年2月17日
北大津養護学校	平成22年1月27日
鳥居本養護学校	平成22年1月19日
長浜養護学校	平成22年3月5日
長浜高等養護学校	平成22年3月5日
野洲養護学校	平成22年3月5日
草津養護学校	平成22年3月5日
守山養護学校	平成22年3月5日
甲南高等養護学校	平成22年3月5日
三雲養護学校	平成22年3月5日
新旭養護学校	平成22年2月2日
八日市養護学校	平成22年3月5日
甲良養護学校	平成22年3月5日
大津警察署	平成22年3月5日
草津警察署	平成22年3月5日
守山警察署	平成22年3月5日
甲賀警察署	平成22年3月5日
近江八幡警察署	平成22年2月9日
東近江警察署	平成22年1月26日
彦根警察署	平成22年3月5日
米原警察署	平成22年2月4日
長浜警察署	平成22年3月5日
木之本警察署	平成22年3月5日
高島警察署	平成22年2月2日
大津北警察署	平成22年3月5日

(注) 平成22年3月5日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 中央子ども家庭相談センター

児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成21年12月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ3,518,683円増加し、34,409,349円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 近江学園

近江学園の利用に係る使用料等については、収納に努力されているものの、平成21年12月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ1,795,120円増加し、4,111,273円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 総合保健専門学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年1月から正当支給額を上回って支給され、354,200円が

過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 東大津高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成14年4月から正当支給額を上回って支給され、329,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 瀬田工業高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、139,900円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 八幡工業高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、525,800円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 信楽高等学校

授業料において、収入未済（繰越分）が発生し、平成21年12月末日現在133,300円となっているので、収納の促進に努められたい。

#### 八日市南高等学校

(7) 授業料において、収入未済（繰越分）が発生し、平成21年12月末日現在140,300円となっているので、収納の促進に努められたい。

(4) 酪農牛の売り払いにおいて、見積書の徴取手続きに適正を欠く事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 守山警察署

職員の不注意による交通事故が2件（県過失割合100%）発生し、保険により1,012,120円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (7) 予算関係（2件）

- ・支出の年度区分を誤っているもの（長浜農業高等学校、北大津養護学校）

#### (4) 収入関係（24件）

- ・使用料等について収入未済の解消を求めるもの（彦根子ども家庭相談センター、看護専門学校、北大津高等学校、瀬田高等学校、長浜高等学校、長浜北高等学校、長浜農業高等学校、甲南高等学校、石部高等学校、甲西高等学校、安曇川高等学校、愛知高等学校）
- ・収納が遅延しているもの（北大津高等学校、瀬田工業高等学校、長浜農業高等学校、守山北高等学校、信楽高等学校、石部高等学校、安曇川高等学校、八日市南高等学校、愛知高等学校）
- ・調定誤りがあるもの（家畜保健衛生所）
- ・現金の保管方法に適切を欠くもの（八日市南高等学校）
- ・その他収入に係る事務処理が適当でないもの（長浜北高等学校）

#### (7) 支出関係（18件）

- ・諸手当の支給を誤っているもの（膳所高等学校、大津清陵高等学校、堅田高等学校、北大津高等学校、彦根東高等学校、彦根工業高等学校、八幡高等学校、八幡工業高等学校、草津東高等学校、湖南農業高等学校、守山北高等学校、甲南高等学校、安曇川高等学校、愛知高等学校、長浜養護学校、野洲養護学校）
- ・旅費の支給を誤っているもの（守山北高等学校、国際情報高等学校）

#### (5) 財産関係（8件）

- ・交通事故等の防止を求めたもの（森林センター、湖南農業高等学校、甲南高等養護学校、大津警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署）

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成22年1月19日から平成22年3月5日までの間に実施した107機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

#### (1) 男女共同参画支援業務の見直しおよび充実について（男女共同参画センター）

男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設と位置づけられているが、センターが保有する各種施設機能をより一層活かし、啓発や研修をはじめとする多様な事業を通じて男女共同参画の推進に努められたい。

また、その推進にあたっては、住民にもっとも身近な市町の積極的な姿勢が求められるが、各市町の取組状況には差違があることから、すべての市町において実践的活動が着実に進むよう引き続き支援されたい。

一方、センターの主要機能である相談業務は、男女共同参画相談員により対応しているが、面接相談者の数が年度ごとに大きくばらついている。相談員全員が任期満了により同時に退職したことが減少要因になっており、相談員の計画的な採用とさらなる資質向上により、的確な相談対応を行う必要がある。

さらに、平成21年12月に策定された「外郭団体および公の施設見直し計画」に基づき、社会情勢の変化なども勘案しながら、センターのあり方について抜本的に見直されたい。

#### (2) 更生医療判定の迅速化に向けた体制の整備について（障害者更生相談所）

更生医療は、身体障害者手帳の所持者のうち、その身体障害をもたらしている症状の軽減を図ることが可能な者に対し、日常生活や職業生活の能力の回復向上等を目的に行う医療であり、その医療費の自己負担は軽減されることになっている。その適用を受けるには、障害者更生相談所が行う判定を受ける必要があるが、当該判定業務の処理が遅延している多くの事例が認められたので、身体障害者の方々が速やかに更生医療を受けることができる体制整備を図られたい。

#### (3) 高島地域における地場産業への技術的支援について（東北部工業技術センター）

東北部工業技術センター（以下「センター」という。）の高島支所は平成18年度末をもって廃止されたが、その後は支所機能を高島市が担えるよう、3年間を前提に、センターが駐在職員の配置や出張相談により技術的支援をしてきたところである。

しかしながら、今なお様々な課題が残されており、地場産業支援という観点から、関係機関等と協議を行い、今後の支援方策を検討されたい。

### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年3月26日

滋賀県監査委員	佐野高典
〃	平居新司郎
〃	山田実
〃	宮村統雄

### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	自動車税事務所
監査執行年月日	平成21年6月8日・7月8日
監査結果報告年月日	平成21年7月28日
監査の結果	<p>(7) 自動車税および自動車取得税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額（法定徴収猶予分を除く。）は、前年同期に比べ3,758千円増加し、79,212千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>(4) 自動車取得税にかかる課税について、平成20年度税制改正に伴うシステム修正が不十分な課税標準額照</p>

会システムを用いて申告指導したことが原因で、349件、2,614,500円の課税を誤っている事例が認められたので、今後は適正な課税事務に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(7) 平成21年5月末日現在の収入未済額79,212千円については、全所体制により積極的な滞納処分に努めた結果、平成22年1月末日現在で62,414千円となった。

2年前からの経済不況の影響により、預貯金が少額化していることや、不動産所有者はほぼ皆無の状態であること、また住所移転が早いこともあり、差押可能な所有財産の把握がより困難となっている。

このような状況の中、それぞれの滞納事案について「徴収するか、停止するか、差押えるか」の徴収スタンスを明確にするため、早期の滞納者の実態把握に努め、迅速な滞納整理に取り組むこととし、一層の収納促進と新たな収入未済の発生防止を図り、職員一丸となって収入未済額の圧縮に努めている。

(4) 平成20年度の税制改正において、低燃費車に係る自動車取得税に係る課税標準額の特例適用について、より環境性能の優れた自動車に重点化するため適用要件である燃費基準が引きあげられた。

その後、平成21年1月に本県取得税システムのデータ更新が行われた後に、同種の中古自動車について更新前後の税額に差異が生じていることを当事務所職員が発見し、新基準適用日以降に取得された自動車について調査したところ、中古自動車について改正後も改正前の旧燃費基準を適用しており、申告指導誤りによる過小課税のあることが判明した。

なお、今回の取得税の課税誤りは、税制改正において、課税標準額の特例が改正され、課税標準額から控除できる額が変更されたにもかかわらず、中古自動車の課税標準額を確認するための照会システムに修正漏れがあり、改正前の誤った課税標準額が表示され、これにより申告指導したことにより発生した。

今後、制度改正等に伴う電算システム修正について、修正漏れのないよう下記の点について、更にチェックシステム体制の充実に努めている。

- ① 制度改正等によるシステム修正方法の適否・修正漏れについて、賦課徴収事務担当職員および自動車税事務所職員が加わり検討・検証する。
- ② チェックデータの作成に当たっては、直接の修正箇所に対するチェックはもちろんのこと、修正箇所以外の影響を確認するためのデータも作成する。
- ③ 窓口における税額チェックを電算システムに頼るだけでなく、一部手作業でも税額を計算するなどし、複数の方法でチェックする。

課税誤りによる、349件、2,614,500円の未納付分について、未納付者宅等を訪問をし、過小課税に至ったことへの陳謝を行なった結果、理解を得られ、平成22年3月16日現在1件、7,500円のみが未納付となっている。

今後、この1件については納付約束を得ているが、履行がないため滞納処分を含めた徴収を行う。

監査執行対象機関名	東近江農業農村振興事務所
監査執行年月日	平成21年6月16日
監査結果報告年月日	平成21年7月28日
監査の結果	職員の不注意による交通事故(県過失割合100%1件、県過失割合80%1件)が発生し、保険を含めて688,500円が支払われている。今後は、事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	交通事故防止と交通安全に対する職員の意識向上のため、以下のとおり職場研修等を実施した。 1 交通安全職場研修の実施 東近江警察署員を講師に招き、「交通事故の未然防止のために」を研修テーマとして職場研修会を9月28日に実施した。事故発生事例をもとに、前方不注意や安全確認不足などを再確認した。 2 交通安全啓発立ち番の実施(平成21年春、秋の交通安全運動期間) 春と秋の交通安全運動期間に合わせて、運転者と歩行者等の立場になって交通安全対策が実施できるよう、県合同庁舎周辺の交差点で交通安全啓発立ち番を職員輪番制で出勤時間前30分間取り組んだ。シートベルト着用や運転中の携帯電話使用など交通安全対策を再確認した。 春：5月18日～5月25日(業務の都合により運動期間後に実施) 秋：9月24日～10月1日 3 朝礼時の交通安全に対する意識啓発

当所属では業務連絡調整等のため毎日朝礼を行っている。その際、交通安全についての意識啓発を行なった。特に雨天や積雪の日は、スピードを控え安全運転するよう啓発をした。

当所属の業務は普及活動をはじめ、環境こだわり農産物の現地確認業務など公用車を運転する機会が多い職場であり、他の職場以上に交通安全に対する職員の意識を高める必要がある。

今後とも常に安全運転を意識し交通事故防止の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努める。

監査執行対象機関名	南部土木事務所
監査執行年月日	平成21年6月12日
監査結果報告年月日	平成21年7月28日
監査の結果	河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成21年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ344,237円増加し、860,687円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	河湖占用料の収入未済額860,687円のうち、1者156,000円については、分納手続きにより平成21年9月2日をもって全額収納された。 また、2者594,787円については、継続した納付指導の結果、平成21年9月29日に一括で収納された。 残り1者109,900円については、戸別訪問、電話、文書等により継続して納付指導しているものの未納となっている。 今後も納付督促を強化し、納付されるように措置を行う。

監査執行対象機関名	甲賀土木事務所
監査執行年月日	平成21年6月11日
監査結果報告年月日	平成21年7月28日
監査の結果	職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて598,647円が支払われている。今後は、事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	交通事故防止と交通安全に対する職員の意識向上のため、以下のとおり安全運転教育等を実施した。 1 安全運転教育の実施 毎月の常会において、事故発生状況や危険箇所を周知を行うとともに、ヒヤリ・ハット体験発表を通じて、事故等の原因や具体的な注意の方法を共有し、安全運転教育を行っている。 2 「声かけ運動」による意識啓発 当事務所は、現場監督用務や現地立会用務などで公用車を運転する機会が多く、このため、常に安全な運転に心がけるため、公用車による出張の際には「気をつけて」といった「声かけ運動」により事故防止に対する意識啓発を図っている。 引き続き、安全運転の注意を喚起し、交通事故の防止と車両の適正な管理に努める。

監査執行対象機関名	湖東土木事務所
監査執行年月日	平成21年6月19日
監査結果報告年月日	平成21年7月28日
監査の結果	愛知川彦根線補助踏切除却工事において、工事請負人の申し出による契約解除に伴う前払金剰余金880,299円の収入未済が発生しているため、適正な債権管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成21年度において、請負人である法人の登記簿上の所在地に督促状を2回発付し、納付を期したが、いずれも返戻され、やむを得ず法人代表者の住所に転送したものの納付がない状況にある。 訪問調査においては、1人役員となっている法人代表者や実質経営者(法人代表者の子)に連絡がとれず、実情を把握できない状況にあるが、県公共事業への入札参加申請がないことや、県税申告調査で直近2期の申

告がないことなどから、現在、当該法人は、活動休止の状況にあると判断される。

しかしながら、当該法人は、登記簿上は存在している法人であり、今後、実質経営者の再起により、活動（事業）再開する可能性もあると思料している。

当該収入未済の性格上、県の公権力の行使としての滞納処分が行えず、これの回収は困難を伴うものであるが、今後とも、訪問催告を重ねながら未収金の回収に努めるとともに、県関係機関とも連携して調査や状況把握を行い、必要な措置を検討することとする。

監査執行対象機関名	健康福祉部元気長寿福祉課
監査執行年月日	平成21年8月20日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	平成20年度滋賀県地域ふれあい介護整備費補助金による補助事業において、補助目的を達成していない事例が認められたので、今後は適正な補助事業の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>滋賀県地域ふれあい介護整備費補助金の交付目的は、地域の子どもやボランティア等との交流を行うことができるよう、既存施設等の改修や増築といった空間整備に対し支援するものである。</p> <p>今回、改修工事完了日が年度末（平成21年2月28日）であったこともあり、同補助金実施要綱で定める当該空間を使った地域との交流事業（1か月1回以上）の実施について当該年度内に確認できなかった。</p> <p>なお、平成21年8月以降は、当該地域との交流事業の実施状況について定期的に報告を求めており、その実施を確認しているところである。</p> <p>当該補助事業は平成20年度で終了したが、今後、同様の補助事業を行うに際しては、補助金の交付目的を十分に精査したうえで、補助金交付要綱の作成を行うとともに、補助金の交付目的が達成されているかについて、十分確認を行っていききたい。</p>

#### 監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成21年7月28日
監査の意見	<p>(1) 庁舎管理経費の一層の削減について</p> <p>庁舎管理に係る各種の保守点検業務については、設備機器の特殊性や技術の専門性等を理由にメーカーまたはメーカー系列の特定事業者（以下「特定事業者」という。）との1者随意契約によっている事例が多く見受けられる。</p> <p>一例として、昇降機の保守点検については、一部の機関では前述のとおり1者随意契約によっているが、別の機関では複数業者による競争の上、特定事業者以外の業者と契約している。</p> <p>今一度業務を精査し、より競争性を発揮した契約への見直しを行い、経費の一層の削減を図られたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(南部環境・総合事務所)</p> <p>庁舎管理に係る各種の保守点検業務については、公平性や透明性の確保、競争性の発揮の観点から、可能な限り競争入札や複数業者による見積り合わせ等による契約方法の採用に努めてきたところである。</p> <p>さらに、機器保守業務等においては複数年契約を実施しているところであり、結果として経費削減や安定的業務の履行確保にも一定の成果が得られている。</p> <p>当庁舎における1者随意契約としては、大型シュレッダー保守点検業務が該当するが、当該業務については、特に作業の主要項目である大型カッターの研磨や安全装置の保守等基幹部位の整備が、メーカー固有技術の中核部分であるため、メーカーおよびメーカー系列の特定事業者による専売的な扱いとなっている。現状においては、部品の供給を含め保守点検業務が受託可能な業者が他にないため、1者随意契約はやむを得ないものの、今後とも競争の可能性の検討に努める。</p> <p>(甲賀環境・総合事務所)</p> <p>庁舎管理に係る各種の保守点検業務については、公平性や透明性の確保、競争性の発揮の観点から、可能な限り競争入札や複数業者による見積り合わせ等による契約方法の採用に努めてきたところである。</p> <p>ご意見のとおり、一部の業務については、設備機器の特殊性や技術の専門性等を理由に、メーカーまたはメーカー系列の特定事業者との1者随意契約としているものがある。</p>



これは、設備機器の特殊性や技術の専門性から、継続的なメンテナンスにより安全性の確保を図るため、特定事業者との1者随意契約としてきたものである。

今後は、庁舎管理経費の一層の削減を図るため、業務および設備機器の特殊性・専門性を厳密に精査し、より競争性を発揮した契約方法を採用することとした。

(東近江環境・総合事務所)

庁舎管理に係る各種の保守点検業務については、公平性や透明性の確保、競争性の発揮の観点から、可能な限り競争入札や複数業者による見積り合わせ等による契約方法の採用に努めてきたところである。

ご意見のとおり、昇降機の保守点検業務については、継続的なメンテナンスにより安全性を確保するなどの理由から、特定事業者との1者随意契約としてきたものである。

今後は、メンテナンス内容を一層、詳細、明確にすることなどで業者が替わっても安全性が確保できるようにし、複数業者による見積り合わせ等競争性を発揮した契約方法を採用することにより、経費の一層の削減に努めていく。

(湖東環境・総合事務所)

庁舎管理に係る各種の保守点検業務については、公平性や透明性の確保、競争性の発揮の観点から、可能な限り競争入札や複数業者による見積り合わせ等による契約方法の採用に努めてきたところである。

意見のとおり、一部の業務については、設備機器の特殊性や技術の専門性等を理由に、メーカーまたはメーカー系列の特定事業者との1者随意契約としているものがある。

例示の昇降機の保守点検業務については、継続的なメンテナンスにより安全性を確保することなどの理由から、特定事業者との1者随意契約としてきたものである。

今後は、メンテナンス内容を一層詳細、明確にすることなどで業者が替わっても安全性が確保できるようにし、複数業者による見積り合わせ等競争性を発揮した契約方法を採用することにより、経費の一層の削減に努めてまいりたい。

また、昇降機以外の保守点検業務についても、やむを得ない事情がない限り、極力複数業者による見積り合わせ等の契約方法を採用することに努めてまいりたい。

(湖北環境・総合事務所)

庁舎管理に係る各種の保守点検業務については、公平性や透明性の確保、競争性の発揮の観点から、可能な限り競争入札や複数業者による見積り合わせ等による契約方法の採用に努めてきたところであります。

例示の昇降機の保守点検業務については、利用者の人命にも関わる重要な設備であることから、設置当初から継続的なフルメンテナンス契約によりメーカー系列のメンテナンス事業者との1者随意契約としてきたものであります。

今後は、メンテナンス内容を一層詳細、明確にするなどで、業者が替わっても安全性が確保できるようにし、複数業者による見積り合わせ等競争性を発揮した契約方法を採用することにより、経費の一層の削減に努めてまいります。

また、昇降機以外の保守点検業務についても、やむを得ない事情がない限り、極力複数業者による見積り合わせ等による契約方法を採用することに努めてまいります。

(高島環境・総合事務所)

庁舎管理に係る各種の保守点検業務については、公平性や透明性の確保、競争性の発揮の観点から、可能な限り競争入札や複数業者による見積り合わせ等による契約方法の採用に努めてきたところである。

一部の業務については、設備機器の特殊性や技術の専門性、安全性の確保等を理由に、特定の事業者との1者随意契約としてきたものもあるが、今後は、より一層の経費削減を図るため、やむを得ない事情がない限り、極力複数業者による見積り合わせ等の契約方法の採用に努めていく。

監査結果報告年月日	平成21年7月28日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

(2) 適正な会計事務執行を確保する取り組みの徹底について

会計事務の適正執行については、執行機関において会計事務の執行能力を高めることとともに、出納機

関において厳格な審査・指導を推進していくことが必要である。

しかしながら地方機関の監査では、随意契約の根拠法令適用誤りや契約書の収入印紙貼付漏れなどの不適正事例が散見されている。

平成21年度の組織再編において、課内組織として「会計室」を設けることにより、内部牽制機能の強化が図られたところであり、その与えられた使命に基づき十分な審査・指導の役割をしっかりと果たされたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（南部環境・総合事務所）

会計事務については、その適正な執行を確保するため、日頃から執行機関に対し厳格な審査・指導を行っているところであります。

また、会計管理局と連携を図り、会計実地検査を実施するとともに、今年度においては、不適正事例の再発防止に向けて地域別研修会を会計管理局と合同で開催いたしました。

今後も出納機関としての使命を果たすため、日常の審査業務での指導を基本として、研修会の実施など各機関およびその担当者の執行能力を高めるための取り組みを会計管理局と連携のうえ、進めていく所存です。

（甲賀環境・総合事務所）

適正な会計事務執行を確保するため、会計管理局と連携を図り会計実地検査を実施するとともに、日頃から執行機関に対し厳格な審査・指導に努めている。

また今年度においては、不適正事例の再発防止に向けて会計管理局と合同で地域別研修会を開催した。

今後も出納機関としての使命を果たすため、日常の審査業務での指導を基本とし、研修会の実施など執行機関の会計事務の執行能力を高めるための取り組みを、会計管理局と連携の上、より一層進めることとした。

（東近江環境・総合事務所）

適正な会計事務執行を確保するため、会計管理局と連携を図り、会計実地検査を実施するとともに、日頃から執行機関に対して厳格な審査・指導を行っているところである。

また、今年度においては、不適正事例の再発防止に向けて地域別研修会を会計管理局と合同で開催したところである。

今後も出納機関としての使命を果たすため、日常の審査業務での指導を基本として、研修会の実施など各機関およびその担当者の執行能力を高めるための取り組みを会計管理局と連携の上、なお一層進めていく。

（湖東環境・総合事務所）

適正な会計事務執行を確保するため、会計管理局と連携を図り、会計実地検査を実施するとともに、日頃から執行機関に対し厳格な審査・指導を行っているところである。

また、今年度においては、不適正事例の再発防止に向けて地域別研修会を会計管理局と合同で開催した。

今後も出納機関としての使命を果たすため、日常の審査業務での指導を基本として、研修会の実施など各機関およびその担当者の執行能力を高めるための取り組みを会計管理局と連携の上、なお一層進めることとした。

（湖北環境・総合事務所）

適正な会計事務執行を確保するため、会計管理局と連携を図り、会計実地検査を実施するとともに、日頃から執行機関に対し厳格な審査・指導を行っているところであります。

また、今年度においては、不適正事例の再発防止に向けて地域別研修会を会計管理局と合同で開催いたしました。

今後も出納機関としての使命を果たすため、日常の審査業務での指導を基本として研修会の実施など、各機関およびその担当者の執行能力を高めるための取り組みを会計管理局と連携の上、なお一層進めていきます。

（高島環境・総合事務所）

適正な会計事務執行を確保するため、執行機関に対し厳格な審査・指導を行うとともに、会計管理局と連携を図り、会計実地検査を実施した。

また、今年度においては、不適正事例の再発防止に向けて地域別研修会を会計管理局と合同で開催した。

今後も出納機関としての使命を果たすため、日常の審査業務での指導を基本として、研修会の実施など各機

関およびその担当者の執行能力を高めるための取り組みを会計管理局と連携の上、なお一層進めていくこととしている。

監査結果報告年月日	平成21年7月28日
監査の意見	<p>(3) 駐車場の職員利用の適正化について</p> <p>東近江合同庁舎、高島合同庁舎および湖東健康福祉事務所においては、駐車場用地として有償で土地を借り上げ、職員の通勤用車両の駐車に無償で利用させている。</p> <p>本来、県が整備する庁舎駐車場は、来庁者の利用に供することが目的であり、職員用駐車場の借上げ経費について全額を公費で対応することの妥当性について検討され、必要な対応を図られたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(東近江環境・総合事務所)</p> <p>東近江合同庁舎(東近江健康福祉事務所含む)では、庁舎周辺の交通事情や地域事情による自動車通勤の必要性の高さに加え、近隣に民間駐車場が少ないという状況から、勤務と密接に関連する通勤の利便性を確保するため、来庁者駐車場とは別に、職員の福祉施設として職員用駐車場を設けているところである。</p> <p>職員用駐車場の確保にあたっては、基本的には合同庁舎敷地内を用いているが、不足する台数分のスペースについては、近隣に適当な県有地が確保できないため民有地を借り上げて対応している。</p> <p>また、職員用駐車場の利用については、職員の通勤の利便性を確保するために必要な施設として設けていることおよび他府県や民間等の状況を踏まえ、使用料は徴収しないこととしている。</p> <p>以上のとおり職員用駐車場を設けているところであるが、駐車場の確保のため借地料の支出が必要となっていることから、厳しい県の財政状況を踏まえ、使用許可の基準を設け駐車台数の縮減を図るほか、できる限り県有地で職員の駐車スペースを確保し、将来的には借地を解消するよう検討する。なお、当面の対策として来年度から借地面積を半減させることとする。</p> <p>(高島環境・総合事務所)</p> <p>高島合同庁舎では、地域の公共交通機関の路線や便数、運行時間帯などの交通事情などによる自動車通勤の必要性の高さに加え、近隣に民間駐車場が見当たらないという状況から、勤務と密接に関連する職員の通勤の利便性を確保するため、来庁者駐車場とは別に、職員の福祉施設として職員用駐車場を設けている。</p> <p>当該駐車場の確保にあたっては、庁舎敷地および近隣に適当な県有地が確保できないことから現在は借り上げによっている。</p> <p>また、職員用駐車場の利用については、職員の通勤の利便性を確保するために必要な施設として設けていることおよび他府県、民間企業の状況を踏まえ使用料は徴収しないこととしている。</p> <p>以上のとおり職員用駐車場を設けているところであるが、その確保のため借地料の支出が必要となっていることから、厳しい県の財政状況を踏まえ、新たに駐車場の使用の基準を設けるほか、既存の合同庁舎敷地の有効活用を図りながら、できる限り県有地で職員の駐車スペースを確保するよう見直しを行い、将来的には職員の勤務に支障が生じないよう配慮しながら借地を解消するよう検討する。</p> <p>なお、当面の対応として、来年度から借地面積を半減することとする。</p> <p>(湖東健康福祉事務所)</p> <p>湖東健康福祉事務所(彦根保健所)の敷地は非常に狭く、正面玄関前の一般来庁者駐車スペースは13台分しかなく、管内関係者会議を開催する際や、母子保健等の定例相談日に必要な駐車場として、平成13年度から隣接地の滋賀県視覚障害者福祉協会所有地を有償で借り上げ、来庁者および公用車駐車場として使用してきた。</p> <p>また、当事務所は交通不便地であることから、職員駐車場の確保も必要であり、現在23名の自動車通勤者がいることにより、県有地(県立大学和田職員宿舍敷地の一部)に、12台駐車し、不足する分(11台)について、上記借上げ地に駐車してきた。</p> <p>このたび指摘意見を踏まえて、県有地駐車場(上記職員宿舍敷地)の見直しをしたところ、詰めて駐車すれば駐車台数の確保が可能と判断し、職員駐車場(23台)は、全て県有地を有効利用することとする。</p>
監査結果報告年月日	平成21年7月28日
監査の意見	

## (4) 督促状誤送付発生の原因追及と対応について

県税事務は、職員の善良な注意をもって執行され、組織の内部チェックが有効に機能することにより適正な事務処理が確保される。

今般、法人二税について既に納付済の納税者に対し督促状を誤って送付するという事態が発生したことを受け、職員の注意喚起にとどまらず、誤送付の発生原因を追及し、誤りを未然に防止する内部チェック体制を再構築するための具体的方策を講じられたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

## (西部県税事務所)

督促状の誤送付は、今年度から法人二税関係事務が当所に集中化し、事務量が大幅に増加したことに伴い、限られた電算処理日程で対応できず、収納データの消込処理が遅延したこと、この消込未了分について督促状発付前の納付の再確認が確実に行われなかったこと、管理監督者によるこうした状況の把握が十分でなく的確な進行管理が行われなかったことを要因として発生したものである。

このため、職員に対して、早期の収納データ更新、副担当者による再チェックの実施、管理監督者への処理状況の報告履行と併せて、副担当者を含め事務の繁閑に応じた所内協力体制をしっかりと構築するよう改めて指導の徹底を図ったところである。

また、管理監督者に対しては、事務の適正な進行管理を行うため、その進捗状況の的確な把握に努めさせるとともに、急激な経済変化に伴う事務量の増加に対応するため緊急かつ暫定的措置として担当職員を1名増員し体制強化を図ったところである。

監査結果報告年月日	平成21年7月28日
-----------	------------

## 監査の意見

## (5) 公共事業用地の未登記の解消について

各土木事務所においては、過去に取得した公共事業用地の中に、今なお未登記である土地が多数存在している。

将来の所有権争議を未然に防止するためにも、未登記状態にある上記土地の解消に向けた具体的な取り組み方策を講じられたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

## (大津土木事務所)

昭和58年度に過年度未登記解消対象の筆数は436筆でしたが、今年度も5筆解消しましたので、現在は残り253筆というところまで進めることができました。なお、昭和61年度に積極的解消分とした141筆は、平成16年度までにすべて解消しました。

未登記解消に向けての今後の取り組みについては、登記名義人等の所有者が居住地不明の場合は、まずは近親の方への照会、戸籍、住民票の調査、それらに続く現地調査を行うなどして居住地の把握に努めることとしております。

また、具体的な取り組みとしては、いわゆる公図混乱地域については、法務局や大津市と協議・連携をしながら、地図訂正などの方法を活用するなどにより、一つ一つの案件について地道に未登記用地の解消を進めているところです。

今後とも、未登記用地の解消に向けて登記名義人の方に事情を充分説明し、解決に努めたいと考えています。

## (南部土木事務所)

本県では昭和58年に「過年度未登記用地処理要綱」を定めて処理方針が明らかにされた。

当南部土木事務所においても、積極的に解消に努めてきた結果、平成20年度末までに106筆を解消した。残る195筆についても、法務局調査、官民境界確定台帳等調査の上、改めて個別に分析を行い、解消に向けての手がかりが得られる案件から、積極的に取り組んでまいりたい。

## (甲賀土木事務所)

甲賀土木事務所管内は公図混乱地が際だって多く存在するという事情、および長年相続手続きが放置されている案件が多く、未登記の解消には多くの困難を伴うなかで、平成20年度末までに未登記用地1,067筆のうち467筆の解消を図ってきた。

さらに促進するため、取組箇所を絞り込み、外部の専門家である土地家屋調査士、法務局(登記官)との協

議・調整を緊密に行いつつ、人的資源を重点的に投入していくこととした。

これにより、平成21年度で、12案件(22筆分)が解消出来る見込みである。

今後も、関係者の協力を求めながら、未登記用地の解消に努める。

#### (東近江土木事務所)

東近江土木事務所における過年度の未登記土地の解消については、昭和61年度以降その解消に努め約200件の処理を完了し、平成20年度末現在で約500筆の未登記用地があります。

これらの未登記用地の解消につきましては、丈量図等の関係資料の不足により大きな進展が見られない状況にありますので、今後はより積極的にこれらの解消を図るため、次の方針により取り組むこととしました。

- 1 買取当時は県道であったが、その後、市や町へ移管された道路に係る未登記財産は、未登記台帳から除外することとします。
- 2 上記1以外の未登記案件について、現況における資料収集を行います。
- 3 上記2の資料を元に、早急に解消の求められるものや、比較的容易に解消の見込まれるものを峻別し、これらから重点的にその解消に取り組みます。

#### (湖東土木事務所)

昭和58年度に過年度未登記解消対象の筆数は243筆でしたが、現在は残り47筆というところまで、取り組みを進めてきております。

現在、積極的解消分(過年度未登記の解消可能な案件)と整理しております1件については、公図訂正および境界確定の処理を関係者等と協議を行うなどにより、対応を図っているところです。

今後は、その他46件の相当困難な分と整理しております案件につきましても、登記名義人などからの情報や登記簿調査、現地調査をもとに、特に解決に向けての取り組みが必要な案件を選定し、当案件について、法務局や関係市町と協議・連携しながら集中的に対応を行うことにより、未登記の解消に努めていくこととします。

#### (長浜土木事務所)

過年度未登記については、再三にわたる調査等により容易に解消できるものについては全て解消されており、現在では、相続困難や土地の位置が不明等の理由により、登記を行うについては、相当困難な案件269筆が残っている状態である。

こういった未登記の解消については、当土木事務所の事業や他の事業に絡み登記可能となる場合があり、その情報を収集することにより、昨年度においては3筆の未登記を解消した。ただし、こうした情報については確実に把握できるものとは限らないため、今後は情報収集と併せて、あらたに登記簿等の再調査を繰り返すことにより、相続困難な土地の動きを的確に把握し、将来の所有権争議の未然防止に努めることとしたい。

#### (木之本土木事務所)

当所では平成21年3月末日の時点で79件の未登記が存在します。

未登記土地の解消に向けては、その内容を再調査し、当所が実施する事業や他の事業の用地買収に絡み解消が図れることがあるので、これらの機会をとらえて取り組みを進めた結果、平成21年度は4件の未登記を解消したところです。

今後は、平成22年1月1日をもって東浅井郡内2町および伊香郡内全4町が、長浜市と合併したことにより進展が期待される地籍調査等測量事業の活用を検討や、登記簿や相続人の再調査など情報収集を行うことにより、未登記案件の解消に努めると共に所有権争いの未然防止に努めます。

#### (高島土木事務所)

過年度未登記については、従来から継続的に取り組んでいるところであり、現在では、相続困難や土地の位置が不明等の理由により、登記が相当困難な案件として383筆が残っている状況である。

これらの未登記の解消については、当該箇所当土木事務所の新たな事業や、地籍調査等の他の事業実施および官民境界確定協議等に併せ、解消を図って来ており、昨年度2件、今年度1件の未登記を解消した。今後も継続して取り組むことに併せ、登記簿等の再調査を繰り返すことにより、相続困難な土地の動きを的確に把握し、将来の所有権争議の未然防止に努めることとしたい。

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の意見	<p>(4) 行政財産の有効活用について</p> <p>市町村合併の進展に伴う県組織の再編や事務移管により、合同庁舎の一部で余剰スペースが生じている。</p> <p>地方自治法の改正により行政財産の貸付が可能となり、県の「行政財産の貸付に伴う取扱い要領」の制定により、余剰スペースの活用の幅が広がられたので、庁舎利用の現状を精査し、有効活用を図られたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部自治振興課)</p> <p>昨年度「新しい行政改革の方針」に基づき行った総合地方機関の見直しにより、本年度から振興局制度を廃止して環境・総合事務所等の単独事務所を設置するとともに、併せてスリムで効率的な組織体制となるよう努めたところである。</p> <p>これにともない、合同庁舎の一部に余裕スペースが生じていることから、各合同庁舎における利用状況について実態調査を行うとともに、4月以後の事務所の配置やスペースの適否についても検証を行った。</p> <p>その結果、湖東および湖北合同庁舎においては、余裕スペースについて行政財産の目的外使用許可を行い有効活用を図った。</p> <p>なお、合同庁舎によっては、地域の賃貸不動産の需給事情等から貸付・使用許可が困難であること、国庫補助事業により庁舎を建設している場合、補助の目的外での使用は補助金の返還を伴うことなど、有効活用を図る上での課題を持つところもあるが、今後もこうした課題の解決方を研究しながら、収入確保策の一つとして合同庁舎有効活用の取組を進めてまいりたい。</p>